

文 部 委 員 会 議 録 第 八 号

(三三三)

昭和二十七年三月六日(木曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

柏原 義則君 鹿野 彦吉君

甲木 保君 高木 章君

圓谷 光衛君 長野 長廣君

水谷 昇君 平島 良一君

佐藤 順造君 渡部 義通君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部政務次官 今村 忠助君

文部事務官 稻田 清助君

(大学学術局長) 近藤 直人君

(文部事務官) 佐藤 直人君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

三月四日

委員渡部義通君辭任につき、その補

欠として井之口政雄君が議長の指名

で委員に選任された。

三月五日

委員井之口政雄君辭任につき、その

補欠として渡部義通君が議長の指名

で委員に選任された。

三月六日

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四八号)

私立学校振興会法案(内閣提出第四

九号)

新たに入学する児童に対する教科用

第一類第七号

文部委員会議録第八号

昭和二十七年三月六日

圖書の給與に関する法律案(内閣提
出第五〇号)

二月二十八日

学校給食法制定に関する請願(千賀

康治君紹介)(第九八六号)

新潟大学分校の育成発展に関する請

願(猪俣浩三君外四名紹介)(第一〇

〇七号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促

進に関する請願(今井耕君紹介)(第

一〇三八号)

同(小林進君紹介)(第一〇三九号)

同(佐藤順造君紹介)(第一〇五六号)

同(浅利三朗君外六名紹介)(第一〇

五七号)

台風ルースによる小学校校舎復旧費

国庫補助に関する請願(長野長廣君

紹介)(第一〇四〇号)

公立学校諸施設の防災及び災害復旧

に関する法律制定の請願(浅利三朗

君外六名紹介)(第一〇五四号)

義務教育費国庫負担法制定に関する

請願(浅利三朗君外六名紹介)(第一

〇五五号)

の審査を本委員会に付託された。

二月二十七日

学校給食継続に関する陳情書(大阪

府学校給食推進協議会嶋田義和外一

名)(第六六八号)

建国祝日設定に関する陳情書(茨城

県久慈郡町村議会議長金長多賀野三

男)(第六六九号)

公立学校事務職員的身分に関する陳

情書外三件(長野県岡谷工業高等学

校事務職員矢島元一外五十五名)(第

六七〇号)

六・三制校舎の建築、設備充実等に

関する陳情書(岡山県邑久郡本庄村

議会議長山本勘次郎)(第六七一号)

屋内運動場建設に関する補助交付等

の陳情書(福井県知事小幡治和)(第

六七二号)

三月四日

地方教育委員会設置単位に関する陳

情書(大津市教育委員会委員長松平

智善)(第七五五号)

公立学校事務職員的身分に関する陳

情書(長野県望月高等学校校長松田忠

七外三十名)(第七五六号)

戦災市町村等義務教育施設復旧整備

臨時措置法制定に関する陳情書(大

阪市会議長田村敬太郎)(第七五七

号)

義務教育費全額国庫負担に関する陳

情書(山口県議会議長二木謙吾)(第

七五八号)

公立学校施設の防災並びに災害復旧

に関する法律制定に関する陳情書外

一件(山口県議会議長二木謙吾)(第

七五九号)

三月三日

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促

進に関する請願(大橋武夫君紹介)

(第一〇九八号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第一一五

八号)

同(堀田十一郎君紹介)(第一一五九

号)

学校給食継続実施等に関する請願

南(山口県知事紹介)(第一二二六号)

教育委員会設置単位に関する請願

(山口県知事紹介)(第一二二六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四八号)

私立学校振興会法案(内閣提出第四

九号)

学校教育に関する件

〇竹尾委員長 これより会議を開きま

す。

議事日程を追加し、国立学校設置法

の一部を改正する法律案及び私立学校

振興会法案の両案を一括して議題と

し、提案理由の説明を求めます。文部

大臣天野貞祐君。

国立学校設置法の一部を改正する

法律案

国立学校設置法の一部を改正す

る法律

国立学校設置法(昭和二十四年法

律第五十号)の一部を次のように

改正する。

第三条の表中「専攻畜産専門学

校」、「盛岡農林専門学校」、「東北大

学

附屬医学専門部」、「宇都宮農林專

門学校」、「千葉医科大学附屬医学專

門部」、「東京大学附屬医学専門部

」、「東京農林専門学校」、「東京農

業学校」、「東京音楽学校」、「東京

高等師範学校」、「東京農業教育専門

学校」、「東京体育専門学校」、「東

京工業大

学附屬予備部」、「東京女子高等師範

学校」、「新潟医科大学附屬医学専門

部」、「金沢医科大学附屬医学専門

部」、「金沢高等師範学校」、「岐阜農

林専門学校」、「高等商船学校」、「岡

崎高等師範学校」、「京都大学附屬医

学専門部」、「奈良女子高等師範学

校」、「鳥取農林専門学校」、「岡山医

科大学附屬医学専門部」、「広島高等

師範学校」、「広島女子高等師範学

校」、「九州大学附屬医学専門部

」、「宮崎農林専門学校及び「鹿児島農

林専門学校」を削り、同表北海道大

学の項中「農学部」を「農学部」に、

同表茨城大学の項中「工学部」を「工

学部」に、同表岐阜大学の項中「学

芸学部」を「芸学部」に改める。

第三条の表中

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

国立短期大学の名称

に

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

改める。

第四条の表中

東北大学									
金属材料研究所	農学研究所	選鑛製錬研究所	抗酸菌病研究所	科学計測研究所	高速力学研究所	電気通信研究所	非水溶液化学研究所	化学研究所	ガラス研究所
鉄鋼その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究	東北地方における農産（林産及び畜産を含む）及び水産に関する学理並びにその応用の研究	重要金属の選鑛及び製錬に関する学理及びその応用の研究	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	科学計測に関する学理及びその応用の研究	高速力学に関する学理及びその応用の研究	電気通信に関する学理及びその応用の研究	非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究	化学に関する学理及びその応用の研究	ガラスに関する学理及びその応用の研究

東北大学

金属材料研究所	農学研究所	選鑛製錬研究所	抗酸菌病研究所	科学計測研究所	高速力学研究所	電気通信研究所	非水溶液化学研究所
宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県
鉄鋼その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究	東北地方における農産（林産及び畜産を含む）及び水産に関する学理並びにその応用の研究	重要金属の選鑛及び製錬に関する学理及びその応用の研究	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	科学計測に関する学理及びその応用の研究	高速力学に関する学理及びその応用の研究	電気通信に関する学理及びその応用の研究	非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究

東京大学

伝染病研究所	東京天文台	地震研究所	東洋文化研究所	立地自然科学研究所	理工学研究所	社会科学研究所
東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
伝染病その他の病源の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに地震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究	東洋文化に関する総合研究	国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究	社会科学に関する総合研究

を

に

を

改める。

第五条の表中

東京大学									
新聞研究所	史料編さん所	生産技術研究所	伝染病研究所	東京天文台	地震研究所	東洋文化研究所	理工学研究所	社会科学研究所	新聞研究所
千葉県	千葉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験	伝染病その他の病源の検査並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編製、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務	地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究	東洋文化に関する総合研究	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究	社会科学に関する総合研究	新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成

に

を

に

北海道大学

理学部	医学部	農学部	水産学部
臨海実験所、海草研究施設	病院、病院分院、看護学校	植物園、農場、演習林	練習船

同表東北大学の項中「臨海実験所」を「臨海実験所、地震観測所」に、「看護学校」を「看護学校」に、同表中

校助産婦学校」に、同表中

茨城大学	教育学部	小学校、中学校	茨城大学	教育学部	農学部
------	------	---------	------	------	-----

部	小学校、中学校
農場	

に、同表群馬大学の項中「病院」を「病院、病院分院」に、同表東京医科歯科大学の項歯学部の中「病院」を「病院、歯科衛生士学校、歯科技工士学校」に、同表中

東京水産大学	水産学部	実験実習場
--------	------	-------

を

お茶の水女子大学	文教育学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園
東京水産大学	水産学部	実験実習場、練習船

に、同表金沢大学の項中「中

学校」を「中学校、高等学校」に、同表岐阜大学の項中「中学校」を「小学校、中学校」に、同表中

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
名古屋大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

を

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
名古屋大学	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校

に、

同表大阪大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」に、同表中「奈良学芸大学」を「学芸学部」に、同表奈良学芸大学

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園

に、

同表広島大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表中

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校
	農学部	農場、演習林

幼稚園	鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
		農学部	農場、演習林
		水産学部	練習船

に

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げるものを除く外、東京教育大学に附属の小学校、中学校及び高等学校を置く。別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、四七五人
北海道学芸大学	七〇一人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇一人
帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七四人
東北大学	三、八三五人
秋田大学	四七八人
山形大学	六〇三人
福島大学	四二一人
茨城大学	六九一人
宇都宮大学	四四一人
群馬大学	九六〇人
埼玉大学	三四〇人
千葉大学	一、五一〇人
東京大学	五、六四八人
東京医科歯科大学	一、〇〇二人

東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	八八四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人
東京教育大学	一、一二三人
東京工業大学	九五九人
お茶の水女子大学	三二二人
電気通信大学	一四五人
一橋大学	三〇七人
東京水産大学	二九六人
横浜国立大学	六〇八人
新潟大学	一、四五一人
富山大学	四七五人
金沢大学	一、五九六人
福井大学	三五九人
山梨大学	三九一人
信州大学	一、三〇九人
岐阜大学	五〇二人
商船大学	二四〇人
静岡大学	七七六人
名古屋大学	一、九〇三人
愛知学芸大学	五六一人
名古屋工業大学	二五〇人
三重大学	四五二人
滋賀大学	二九三人
京都大学	三、二九〇人

京都学芸大学	三一四人
京都工芸繊維大学	三三七人
大阪大学	二、五五九人
大阪外国語大学	一〇一人
大阪学芸大学	六四二人
神戸大学	九八五人
奈良学芸大学	二四九人
奈良女子大学	二二一人
和歌山大学	三〇四人
鳥取大学	八四八人
島根大学	三三八人
岡山大学	一、三八一人
広島大学	一、三二九人
山口大学	六八二人
徳島大学	九二三人
香川大学	三四九人
愛媛大学	五三四人
高知大学	三六三人
福岡学芸大学	四六九人
九州大学	二、七九六人
九州工業大学	二二六人
佐賀大学	三〇九人
長崎大学	一、一三九人
熊本大学	一、三八二人
大分大学	三四四人
宮崎大学	四六六人

鹿児島大学

八〇〇人

別表第二

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	五三人
託開電波高等学校	六一人
熊本電波高等学校	五一人
富山商船高等学校	四九人
鳥羽商船高等学校	四九人
広島商船高等学校	四九人
大島商船高等学校	四九人
弓削商船高等学校	四八人

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一月から施行する。

2 第三条の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を發せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。

私立学校振興会法案

私立学校振興会法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）	
第二章 役員及び職員（第十一条—第十六条）	
第三章 評議員会（第十七条—第二十一条）	
第四章 業務（第二十二条—第二十八条）	
第五章 会計（第二十九条—第三十五条）	
第六章 監督（第三十六条—第三十九条）	

第七章 罰則（第四十条—第四十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 私立学校振興会は、私立学校の経営に必要なる資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条 私立学校振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（定義）

第三条 この法律において「私立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定

する学校法人をいう。

（事務所）

第四条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日までの間に、振興会が被災を受けた私立学校（学校教育法第九十四条の規定により廃止された法令による私立学校を含む。）以下この項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。）の建物の復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設け置する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権（以下「旧債権」という。）及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の

範囲内において、振興会に出資することができる。

（定款）

第六条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければならない。

（登記）

第七条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（名称使用の制限）

第八条 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

第九条 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（法人に関する規定の準用）

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第十一条 振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

（役員職務）

第十二条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

（役員任期の制限）

第十三条 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員任期は、二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

4 学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)

第十四条 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が振興会を代表する。

(兼職の禁止)

第十五条 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員)の地位)

第十六条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員会の職務)

第十八条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 予算及び第三十五条の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金(の借入)三 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四 第三十三条第一項の規定による資本金の減少

五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもって定めるもの

第十九条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員業務執行の状況について、会長に對して意見を述べ、若しくはその諮問に答へ、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十条 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十三条第二項及び第三項並びに学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。前項の場合においては、議長

は、評議員として議決に加わることをできない。

第四章 業務

(業務)

第二十二条 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に對し、その設置する私立学校の経営のために必要な資金(その施設のために必要な資金を含む)を貸し付けること。

二 学校法人に對し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に對し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帶する業務

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二条第一項の規定による特別積立金及び同条第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の基本原則)

第二十三条 振興会の業務は、第一条に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八条第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付又は助成に係る審査)

第二十五条 振興会は、第二十三条の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

(貸付又は助成の制限)

第二十六条 振興会は、振興会に對し債務を負う学校法人(都道府県に對して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む)がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に對して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

(旧債権の取扱)

第二十七条 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害

その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支払が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に對する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

(貸付業務の代理)

第二十八条 振興会は、文部大臣の

認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二条第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理せよとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならぬ。

第五章 会計

第二十九条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画及び予算)

第三十条 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び第三十三条第二項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけ

て、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(利益金の処分)
第三十二条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合において、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充て、旧債権の滞貨元本(当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この条において同じ。)の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貨元本の総額をこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貨元本の総額に満たなくなつた場合においては、第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならない。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替える場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三条 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前条第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
(借入金)
第三十五条 振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについて、文部大臣の認可を

受けなければならない。

第六章 監督

第三十六条 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)
第三十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第三十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第三十九条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又定款に違反したとき。
二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

七 附則

第七章 罰則

(罰則)
第四十条 振興会の役員又は職員が第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五条第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。)を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。
第四十二條 第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。
- 3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。
- 5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。
- 6 振興会は、設立の登記をするに因つて成立する。
- 7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の払込の請求をしなければならない。
- 8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。
- 9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校職災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。
- 10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。
- 11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。
- 12 第五條第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。
- 13 第八條の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。
- 14 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條但書中「第二号ノ二」を「第二号ノ四」に改め、同条第七号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を、「大日本育英会会法」の下に「私立学校振興会会法」を加え、同条第十八号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加え、同条に次の一号を加える。
二十二 私立学校振興会が私立学校振興会法ノ規定ニ依り爲ス貸付業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記
印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ九の次に次の一号

- 15 加える。
六ノ十 私立学校振興会ノ爲スル証書帳簿
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三條第十号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。
17 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四條第四号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。
18 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第三号中「法令による公団」の下に「私立学校振興会」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会」の下に「私立学校振興会」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。
十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産
第七百四十三條第三号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。

国立短期大学の施設並びに国立大学に包括された旧制の諸学校の廃止等につきましては、所要の規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員、定員を、昭和二十七年年度予算に定められた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に改正内容の骨子を法案の順を追つて簡単に申し上げます。

改正の第一点は、国立大学に包括されていた旧制の学校で、その生徒が在学していたために、課程として存続していたもののうち、募集停止により、昭和二十六年年度限り、職員及び生徒の定員がなくなるものを廃止したことであります。これによつて廃止される学校は、専門学校、高等師範学校等二十九校であります。なお、昭和二十七年年度以降も存続するものは、旧制の大学等二十七校であります。

改正の第二点は、国立大学の学部の新設でありまして、北海道大学農学部獣医学部を獣医学部としたこと、茨城県立農科大学を茨城大学に合併して農学部としたこと、岐阜県立大学工学部を岐阜大学に合併して工学部としたことでありまして、いずれも大学設置審議会に諮つて、昭和二十七年年度からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、千葉大学工業短期大学部の三つの国立短期大学部の設置であります。これは、いずれも夜間に授業を行うものであります。勤労青年の進学希望にこたえようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の合併廃止に関するものであります。東北大学ガラス研究所を同大学非水溶液化学研究所に合併したこと、東京大学立地自然科学研究所を廃止したことでありました。

改正の第五点は、附屬学校及び教育施設または研究施設の設置、整備に関するものであります。そのおもなものは、従来高等師範学校、女子高等師範学校に置かれた附屬学校を、高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に伴い、国立大学及び学部の附屬学校としたこと、その他助産婦学校、診療実験技術学校、齒科技工士学校を設置したこと等でありました。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十七年年度予算に合せて改正したことでありました。改正後の定員は、国立学校を通じて六万九千六百一十一名となり、前年度当初より千六百三十九名の減少となっております。これは、国立大学附屬医学専門部の廃止による減員及び行政機関職員定員法の改正による減員等と、県立大学の合併に伴う増員のほか、東京医科歯科大学及び大学、学部等の学年進行等による増員とを差引した結果、結局国立学校を通じて千六百三十九名の減員となつたものであります。

以上申し述べましたが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、ただいま上程になりました私立学校振興会法案について、大要御説明申し上げます。

私立学校が、その数において、わが国の学校教育にきわめて重要な地位を占めているのみならず、それ／＼特有

の伝統と学風をもつて、わが国の学校教育の進展に貢献して来たことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。従つて、私立学校教育の振興をはかることは、ひいてはわが国の学校教育全般の振興を促すものでありまして、ただいまこの法案を上程いたしましたのも、一にこの趣旨にはかならないのであります。私立学校の経営の基礎を安定させ、その教育の振興をはかる必要から、私立学校の経営に対する援助を行う恒久的制度を設けることは、かねてから私立学校関係者の熱望するところであり、またその構想は種々の形で推進されて来た次第であります。

一方、私立学校に対する助成に関しては、さきに制定されました私立学校法によつて明文化されたのであります。その第五十九条によつて、国または地方公共団体は学校法人に対して助成を行うことができるのであります。これに基づき助成には、その時々財政上の理由によつて消長があり、また助成に伴つて一定の監督が行われる結果、私立学校の自主性を尊重する建前から、必ずしも満足すべき状態ではないと申さなければなりません。ここに政府といたしましては、私立学校の自主性をいよく尊重し、また私立学校経営の助成に関する恒久的制度として、ようやく成案を得、ただいま私立学校振興会法案として上程いたしました次第であります。

次にこの法案の概要を申し述べます。

第一に、この法律によつて設立される私立学校振興会は、私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教

育の助成、私立学校の職員の研修、福利厚生等の事業に対して、必要な資金の貸付または助成を行うことを目的とする特別法人であります。この新しい私立学校振興会の特色は、学校法人に対する資金の貸付のみならず、助成も行い、その他広く私立学校教育の振興のために必要な業務を行うという点にあります。

第二に、振興会の資本金は約二十一億四千万円でありまして、そのうち三億九千万円は現金出資であり、他の約十七億五千万円は、昭和二十一年度以降において、政府から、私立学校の設置者または都道府県に対して貸し付けられた私立学校戦災復興貸付金、経営費貸付金等の貸付金の債権であります。

なお、右の現金出資は、本年度において一億三千万円、明年度において二億六千万円の予定であります。現金出資の額は、私立学校の資金需要額をまかなうには、はなはだ不十分ではあります。今後の機会において資本金の増額に努めて、その運営に支障のないようにしたいと考えております。

第三に、振興会の役員については、文部大臣が任命することになっておりますが、これには振興会の業務の運営に必要な広い知識と経験とを有する適材を求めたいと考えています。このために必要な場合には、兼務の役員を置くことも考慮いたしております。また、振興会には諮問機関として評議員会を置き、振興会の重要業務に關して広く学識経験者の意見を求めて運営上の参考にするようにいたしました。なお評議員会については、相当数の私立学校関係者を加え、私立学校側の意向が

十分に振興会の業務の運営に反映することを期しております。

第四に、振興会の業務につきましては、前に述べましたように、私立学校の経営のために必要な資金の貸付のみならず、私立学校職員の研修、福利厚生等に対する貸付または助成その他私立学校教育の振興のために必要な事務を含むものであります。これによつて従来開却されて来たこの方面の事業が、大いに促進されることと信じます。

最後に、振興会は文部大臣から監督を受けるのであります。これは振興会の行う業務の性質によるほか、振興会の資本金が全額政府出資であるという理由にも基づくものであります。

なお振興会はなるべくすみやかに業務を開始する必要があるとしますので、必要な準備等を急速に行いたいと考えております。

以上、本法案提出の理由及びその大要を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 ただいまの文部大臣の提案理由の説明に關連いたしました。文部当局より發言を、求められております。これを許します。近藤管理局長。

○近藤(重)政府委員 ただいま上程になりました私立学校振興会法案について、大要御説明申し上げます。

私立学校振興会は、法案第一条の目的に明らかなりあります。私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行うことを目的とする特別法人であります。本法案は、この私立学校振興会の設立、資本金、組織、業務、監督等に關して

必要な事項を規定することをその内容とするものであります。以下、本法案における重要な事項について、御説明申し上げます。

第一に、振興会の業務の対象とする学校は、学校教育法第一条に規定する学校又は学校法人でありまして、旧制私立学校及び進学校法人をその業務の対象といたしております。

第二に、振興会の資本金は、第五条に規定しております。総額約二十一億四千万円でありまして、うち現金出資は三億九千万円、債権の出資は十七億五千万円であります。この債権は、昭和二十一年度以降において、私立学校の戦災その他の災害の復旧費及び経営費として私立学校の設置者又は都道府県に対して政府から貸し付けられた貸付金の債権であります。現金出資につきましては、本年度一億三千万円と明年度二億六千万円の予定でありまして、本年度の分は、本年度の私立学校戦災その他復旧費貸付金約九億九千万円のうちの節約額を、これに充てようとするものであります。明年度における出資金は、私立学校振興会出資金として、昭和二十七年予算に計上されております。

また、以上の貸付金債権の出資に伴つて、従来これらの債権を担保しておりました国の保証債権、抵当権及び質権は、貸付金債権の移転に伴つて当然に振興会に移転されます。

第三に、振興会には、第十一条の規定により、役員として、会長一人、理事一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置くことといたしております。これらの役員は、振興会の業務の運営の責任を負う機関であります。

役員は、第十三条の規定により、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することとなつており、専任者を建前としておりますが、場合によつては、他の職業に従事している者であっても、第十五条の規定により、適任者を役員に任命し得ることとし、広く適材を求め得るようになつております。

また、振興会の役員及び職員は、第十六条の規定により、これを法令により公務に従事する職員とみなし、公文書偽造、横領等の犯罪については、公務員と同一の取扱いを受けることとしました。これはこの種の特別法人に共通の立法例でありまして、振興会の役職員の担当する職務の特殊性、公益性から見て当然のことと考えております。

第四に、振興会に、その業務運営に關する諮問機関として、評議員会を設けております。評議員会は、第十七条以下に明らかなりあります。評議員は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織され、定款の変更、予算、業務方法書等業務に關する重要事項について、会長の諮問に答申することを主たる任務とするものであります。振興会の業務の運営に広い範囲の公正な意見を反映させる目的をもつて設置されるものであります。

評議員は、第二十条の規定により、学識経験者のほか、私立学校関係者から、文部大臣が任命できることといたしておりますが、このことは、評議員のうちに私立学校関係者を相当数加えて、私立学校側の適正な意向を十分に振興会の業務運営に生かして行く趣旨であります。

第五に、振興会は、第二十二條に明らかなように、学校法人に対する資金の貸付又は助成を行うことを主たる業務といたしますが、このほか私立学校の職員の研修、福利厚生等の事業を行う者に対しても、必要な資金の貸付又は助成を行うものであります。また振興会は、文部大臣の認可を受けた場合は、広く私立学校教育の振興のために必要な業務を行うことができるのであります。

学校法人に対する経営上必要な資金の貸付には、施設、設備等を対象としたものも含むものではあります。また、あたりは、資金の關係上運営資金等の短期貸付に限定せざるを得ないのであります。

なお、振興会が、貸付のほか助成をも行い得ることは、すでに述べたところであり、この助成は、前事業年度における利益のうちから、特別積立金及び普通積立金を控除した金額に相当する金額の範囲内において行われるものとしております。これは振興会の健全な運営を期したからであります。

第六に、振興会が前述の貸付または助成を行うにあつては、その貸付または助成がその目的を有効に達し得るかどうかを十分に審査するとともに、さらに学校法人が旧貸付金の元利償還を履行しないような場合には、新たな資金の貸付または助成を行わないよう、第二十五條及び第二十六條の規定により業務運営の適正を期しております。

第七に、振興会に移転される旧債権については、今後三十年間にわたつて年賦償還される予定でありますので、

長い間において不測の災害が発生した場合等の特別の事態におきましては、学校法人に対してその債務の全部又は一部の免除、または貸付条件の変更等を行ひ得るよういたしました。なおその手続については特に慎重を期し、振興会においてかかる措置をする場合には、第二十七條の規定により、文部大臣の認可を受けなければならないこととしております。またこれと関連いたしまして、第三十二條の規定により、旧債権の滞り元本につきまじは、それに見合う特別積立金を利益のうちから積み立てることとし、振興会の資本金の確実性を期しております。

なお振興会は、旧貸付金の免除による損失が多額に上つた場合には、第三十三條の規定により、資本金の減少をなし得ることとしております。

第八に、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表、借入金等については、主として第五章の規定により、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしておりますが、これは振興会の業務の特殊性及び公益性に基くほか、資本金の金額が政府から出資されているという理由にも基くものであります。

第九に、振興会は第六章の規定により、文部大臣の監督に服するものであり、文部大臣は振興会に対して監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所屬職員をして立入検査をさせることができます。これも、前述いたしましたように、振興会の業務の特殊性、公益性に基くものであります。

最後に、振興会の設立に関する事務は、附則第二項以下に規定しております。すなわち、文部大臣が設立委員を任命

してこれを処理させることにいたしました。振興会は、設立委員は、それにふさわしい学識経験者のうちから任命されるわけであり、また振興会は本年度政府出資を予定いたしております関係から、なるべくすみやかに本年度内に業務を開始する必要があるもので、必要な準備等を急速に進めなければならぬと思ひます。

以上本法立案の事情を十分御理解くだされ、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 ただいま上程されました二つの法案に対する質疑は、次会に譲ることとしていたします。

○竹尾委員長 次に学校教育に関する件を議題といたします。

文部大臣はただいま法務委員会に呼ばれておりますので、時間の關係上、大臣に対する御質疑はできるだけ短かい時間にお願ひいたしましたと思ひます。質疑がありましたらこれを許します。

○渡部委員 最近参議院の文部委員会あるいは法務委員会、それから衆議院の法務委員会において、いわゆる東大問題として世間に大きな関心を持たれておる学校教育行政上のきわめて重大な問題が起つておつて、それに対するかなり立ち入つた審議が、委員会において行われておるのでありますが、本委員会では、この文部行政の最も重大な問題について、ほんとうに立ち入つた、真剣な審議がまだなされてないわけであり、これを私は非常に遺憾に思ひますので、この点については委員長にお願ひがあるわけですが、特別にこの問題について必要な参考人

あるいは証人を呼んでなり、ここで十分な審議討論を進める仕組みの問題であります。これについては、先日社会党の坂本君からも、かなり具体的な提案があつたわけであり、なお明瞭にされておられませんので、これは後刻委員長から委員会に諮られて、しかるべく処理をお願いしたいと思います。

大臣に質問したい点は、この問題についてごく簡単に明瞭な点だけであり、この間参議院の法務、文部合同審議の際に、矢内原学長が羽仁君の総括的な質問に對して、東大に起つた事件は、明らかに学校教育行政に関する警察の干渉を意味するものであつて、もしこのような状態が今後も行われるならば、学園の自由、学園の自治というものは、成り立つて行かないという見通しを持つてゐるという意味のことを、明確に述べられたわけであり、大臣は、東大事件なるものの起つた内容について、どれだけ詳細に聴取されているかは知りませんが、大臣の報告を受けられた範囲内において、すでに今日では相当報告が上つてゐるはずだと思ひますけれども、その聴取された事情のもとにおいて、矢内原学長が述べられたようにお考えになつてゐるのかどうか、この点を明確にされたいと思ひます。

○天野國務大臣 東大の方から、私に教日中に詳しい報告を出されるということであり、それからまた、警察の方からはまだ何も私は聞いておりませんから、その詳しい報告を受けた上で、私の考えを述べたいと思ひます。

○渡部委員 委員会、ことに参議院の委員会において、また衆議院では法務委員会において、すでに相当詳細な聴

取がなされたはずだと思ひますので、こういう学校教育の最も重大な、いわば教育行政が警察官の監督のもとに再び置かれようとするような状況を招来するか、あるいは全国の大学当局及び学生諸君等が徹底的に對抗しようとしておる、今こゝではつきり実現し得るかどうかという重大な問題に際会してゐるわけであり、世間周知の事実によつても、当然この問題については、根本的な考えを文部当局としては持たるべきであり、またさういふうな説明資料及び内容については、当然もつと迅速に、詳細にこれを取上げられて、態度を決せらるべきは、さう思ふのであります。もしいまだにさういふ報告が明確な形で入手されてないといふば、この点は文部当局のほうは、さういふ意図であり、手落ちであると私は思ふ。しかし、それはともかくとして、学長は参議院の委員会に出席しておつたはずであるから、大臣に対してその報告はしてあるはずだと思ふのですが、この点はどうかですか。

○天野國務大臣 学長からは、中間報告は受けましたけれども、教日中に私に詳しい公の報告をされると、学長からごあいさつがあつたのです。あなたのおつしやるように、事が非常に重大であるから、慎重に私も調べた上でお答えをしたいと思つております。

○竹尾委員長 渡部君にちよつと申し上げますが、時間が非常に少いのですから、ほかの方もありますので、ごく簡単に……。

○渡部委員 そうしますと、東京大学に起つた事件については、公式な報告が来ないうちは、文部当局としても公

式な審判を委員会に対して與えられたいというのですか。

○天野國務大臣 私は東京大学から公式の報告を受けていないばかりでなく、警察の方からも、直接何も私はまだ聞いておりませんから、事があなたの言われるように重大であるから、今こゝでは答えを差控えた、こういうわけでありませう。

○竹尾委員長 他に文部大臣に対する御質疑はありますか。

○小林(信)委員 大臣お忙しいところですから、できるならばまたの機会にお願いしたいと思つていますが、一つだけお答え願ひたいのであります。それは今度の行政協定を結ぶにつきまして、文部委員会からも、政府当局に対して要請があつたはずなんです。それは今まで占領下という特殊の事情のもとに置かれておつたために、やむを得なかつたといふながらも、学校が占領軍のために使用されてゐるのか、あるいは駐屯するために、児童の教育環境としてゐる／＼な悪影響があつた事実がある。しかし、こういうふうなことは、お互い不便であり、それが悪影響のあることを知りながらも、今まで政府としても、これに対してどうすることもできないような状態に放置されている。これは校舎のようなものを使用しておつた場合には、一日も早くこれを復舊させるべきであるし、将来さらに安全保障条約によつて駐留軍があるというふうなことによつて、子供の生活環境が悪条件下に置かれるようなことが、今後あつてはならない。この機会に、そういう問題が相当慎重に考慮されるように、行政協定の締結の中で、はつきりこれを表明してもらいたい。

たい。これに對して、大臣ではありますませんが、次官から、そういうことを次官會議で岡崎國務大臣を呼んで強要望しており、必ず目的が達せられるのじやないかというふうなお話を承つたのですが、これらの経過をお知らせ願ひたいと思ひます。

○天野國務大臣 今の御説は、私もまったく同意であります。ですから、文部省としては、どれだけの学校が今使われてゐるかというのを詳しく調べ、その順序をつけて、至急これを返すようにしてもらいたいといふことを、岡崎國務大臣に私から述べまして、岡崎國務大臣も、非常な誠意を披露され、自分も、できるだけこれはやるからといふことになつておりますので、続々と私は返還されることと期待しております。

また第二の点は、これは非常にむづかしい問題で、簡単に先方だけが何かの処置をすれば、それで納まるということではないのであつて、先方では、そういうことは好まないことなんです。けれども、日本人の中に、そういう一定の場所へ集まつて来るとか、そのために何かそこへ宿屋をつくるとか、いろいろなことをする人たちがあつたもので、それからそれをどういう仕方でもめさすことが出来るか。それには文教地区の設定とか、そういうようなことであるから、そういう点も、今ただちにこゝうしたらいいといふことは、はつきりしませんが、きょうも岡崎君ともその点は話し合つて、どういう方法を講じたいと思ひます。小林さんなどは、そういう方のエキスパートでおられるのだから、こういうふうにしたらい

のじやないかという案がありでした、私どもに教えてもらいたいと思ひます。

○小林(信)委員 私のお聞きしたのは、このことについて、そういう協定の中で、たとえそれが形式的なものに現われなくても、相手に対して要望とか、あるいは了解せよとかいふふうなことを、政府としてとられたかどうかをお聞きしたのであります。今大臣のおつしやるようなことは、当然そういうことがとりかわされなくても、行われなければならぬ問題であつて、これは両者の問題であるとは私に話合ひの上で道が開かれておらなかつたのじやないか。私たちが文部省に／＼お話ししました、それは文部省としてどうすることもできないのだ、どこへ持つて参りましても、それ／＼責任はないといふふうなことで放置されたのですが、私も今後両者の間で、この問題はお互いにそういうことがないよう努力し合ふという何か協定を結んでいただきたかつたのです。そういうことは、政府としては行われなかつたのかどうか。

○天野國務大臣 その点は、今までも決して放置しておつたわけではなくして、岡崎さんにしよつちゆう言つておつたのです。このために岡崎國務大臣は、協定の相談のときに、先方にもよくその話をしたといふのであります。そして学校を返すというふうなことは、できるだけ早急にすること、話し合ひをした、こゝう言つておられます。

○小林(信)委員 その学校のことで、私は私のおつしやつたことは、非常に遺憾なのです。返していただく

のではなくて、今後はどんなところへ駐留することになりましても、学校は使われないといふふうなところまで話をされたかどうか、これを私はお伺ひしておるので、返してもらふことは当然だと思ひます。

○天野國務大臣 私はつゝい何か言ふと、いまだくといふ言葉を使う辭があるの、文字通りに言へば、小林さんのおつしやる通りであります。これを法律的に言へばそうだと思います。ただ岡崎さんを通じて言つたから、それでそういう言葉を使つただけなので、御趣旨は同じことなんです。今後は使わな

○竹尾委員長 他に文部大臣に対する御質疑はございませんか。――質疑がないようでございますから、文部当局に対して学校教育の件に関する質疑がありましたら、これを許します。

○渡部委員 議事進行について……。ただいま小林君から質問された内容に関連する問題であります。この文部委員会全体として、接収学校及び接収学校の施設や土地の返還を非常に強く要望してゐるのであり、ことに豊島校等に対しては、委員会全体が出掛けて行つて、あれだけの約束もして来たので、従つて委員会は、こゝういふ問題についてその結果がどうあつてもいいというところではなくて、委員会の意向とそれに基く行動の結果について、締めていく必要があると思ひます。

○渡部委員 委員長のひとりでやられるわけではないでしよう。

う形において、委員会の行動を起し、その実現を期するための必要な一切の手段を今日とるべき段階だといふふうな考えますので、この点を議事進行上詰つていただくか、あるいは適當な方法でこの問題についての処理方法を考へるとかいう点を、お諮り願ひたいと思ひます。

○竹尾委員長 豊島小学校を含めます接収された各学校の善後措置と申しましようか、そういう点につきましては、もちろんわれ／＼文部委員会が結末をつけないといふようなことではないと思ひます。少くとも私は、何らかの形で結末をつけたと思つておりますが、何と申し上げても、問題が相当大きな問題でございますから、きわめて最近のうちに、渡部君のおつしやられるような何かの方法を講じたいと思つております。

○渡部委員 何かの方法といふことについてですが、こゝういふ問題はやはり、ちやうど小林君から述べられた機会でもあり、これをどうすべきかについて、一應当委員会における／＼な意見をこゝに出し合つて、そして早急にこの問題を委員会の決定としてきめて行くという手段に出られることを私は提案するものであります。

○竹尾委員長 この問題につきまします、私も私なりに非常に心配してありますので、何かの方法といふのは、あなたがおつしやられたことであつて、その何かの方法によつて至急に結末をつけたと思つておりますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○渡部委員 委員長がひとりではござい

○竹尾委員長

いません。その点につきましては、あなたのおつしやられるような何かの方法を私考えておりますので、その方法によりまして至急やりますから、それで御了承願いたいと思います。

○小林(信)委員 今文部大臣にお聞きした点に関連して、ちよつとお聞きするのですが、今接收されておる学校は何校、何坪ぐらいあるか、御承知でしたらお知らせ願います。

○近藤(直)政府委員 お答えいたします。これは昨年の九月五日現在の調査でございますが、大学から専門学校、中学校、小学校まで入れて四十七件ございます。坪数にいたしまして三万五千三百九十九坪、それから土地は二十一万二千六十六坪という状況になつております。

○小林(信)委員 今の数字、それからこれに該当しておる各学校種別、生徒数、そういうふうなものを一応お知らせ願えないでしょうか。

○近藤(直)政府委員 承知いたしました。この件につきましては、参議院の文部委員会には資料として提出いたしておりますので、至急こちらのお方に差上げることになります。

○竹尾委員 ほかにごなたか学校教育の点に関して質疑はございませんか。――質疑なしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

昭和二十七年三月十日印刷

昭和二十七年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所